

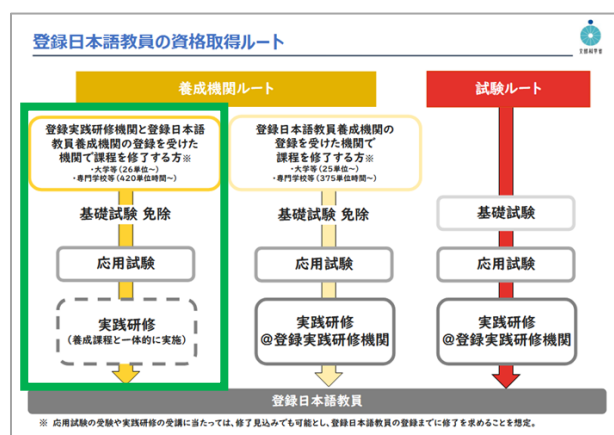
PRESS RELEASE

令和7年（2025年）6月5日

登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関として登録決定 ～国家資格「登録日本語教員」を目指す学生に向けた養成プログラムの開始～

【本件のポイント】

- 「登録日本語教員」は外国人に日本語を教える日本語教師の国家資格。「日本語教育機関認定法」（令和6年4月1日施行）に基づく。
- 山形大学は令和7年2月に申請。5月30日にその結果が公表され、登録機関となった。
- 令和7年度後期から令和7年度以降の入学生を対象に、「山形大学日本語教員養成プログラム」を開始。
- 「養成機関ルート」として、登録日本語教員試験の基礎試験が免除、実践研修も養成プログラムで実施される。



【概要】

山形大学は「日本語教育機関認定法」（正式名称「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」）に基づく登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関として登録が決定しました。国家資格「登録日本語教員」を目指す学生向けの養成プログラムを令和7年度後期から開始します。

外国人散在地域であるとともに日本語教育資源に乏しい山形県でも、労働者を中心とした在留外国人の増加と多様化が進んでいます。この状況下、日本語教員を養成する県内唯一の機関として、量的・質的に日本語教育人材を充実させることは本学の3つの使命「地域創生」「次世代形成」「多文化共生」において喫緊の課題です。

「山形大学日本語教員養成プログラム」では、外国人に対して質の保証された日本語教育を行うことのできる教員を輩出すること、その教育実践によって外国人が自立した言語使用者となり地域社会の発展に貢献できるようになること、さらには、その働きかけによって日本人が外国人理解の重要性和対話の必要性を認め実践するようになることを目指します。その先にある共生社会、すなわち「安全に安心に暮らせる社会」「多様性に富んだ活力ある社会」「個人の尊厳と人権を尊重した社会」の実現に資することを本プログラムの理念としています。

本学のプログラムを修了すると基礎試験が免除されます。また、実践研修も一体的に受けることができるため、応用試験に合格すれば登録日本語教員の資格が取得できます。認定日本語教育機関で働くことができるほか、将来的には、外国人を雇用する企業等の採用に際して優遇され、様々な場での活躍につながることも期待されます。

【プログラムの概要】

〔構成〕 「養成課程」 必修9科目17単位＋選択必修科目4科目8単位・「実践研修」 必修1科目2単位

「養成課程」「実践研修」の必修科目10科目、選択必修科目4科目を履修し27単位を取得することを修了要件とする

〔定員〕 各学年24名（定員に満たない場合、科目等履修生も受け入れる）

〔開始〕 令和7年度後期（9月29日）

〔対象〕 令和7年度入学生より対象（学生向け説明会及び申込方法等の詳細は8月上旬ごろHPにて案内予定）

【参考】 登録日本語教員についての詳細は文部科学省HP「日本語教育」参照

https://www.mext.go.jp/a_menu/01_p.htm

お問い合わせ

学術研究院 教授 内海由美子（学士課程基盤教育院 主担当）

TEL：023-628-4932 メール：yutsumi@kdw.kj.yamagata-u.ac.jp